

下水道の普及促進策について(第2回)

資料2

事務局

1. 普及促進策の分類

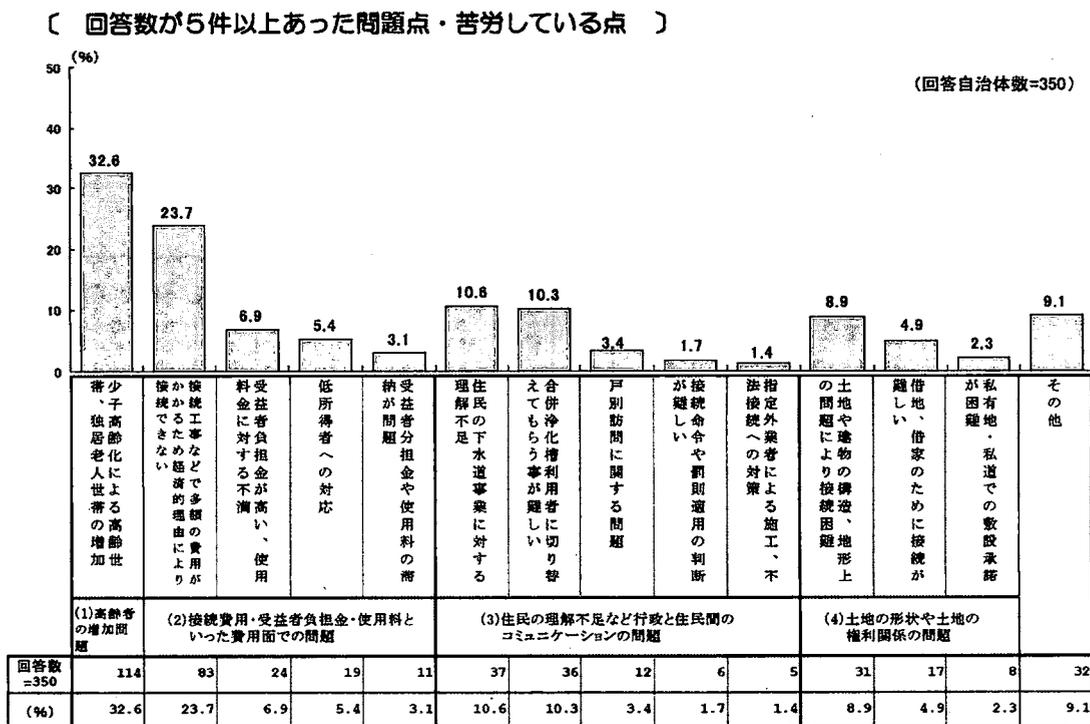
下水道の普及促進策については、前回下記のような例を紹介しました。

- ① 戸別訪問の実施
- ② 阻害要因の徹底調査
- ③ 早期接続に向けた広報活動
- ④ 助成金・奨励金制度の実施
- ⑤ 下水道貯金
- ⑥ 融資あっせん制度(利子補給)の実施

このうち、①～③については住民が下水道事業に関する不十分な情報に基づいて下水道への接続(水洗化)に消極的な態度を示している場合に有効な施策であり、多くの自治体において日常的に取り組まれています。④～⑥については、水洗化に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的とする施策です。

日本下水道協会による「排水設備接続推進事例集」(前回資料4、以下「事例集」と略します)のp.83で全国アンケート結果における「接続推進のうえでの問題点、苦労している点」が挙げられていますが、これらの問題点は、(1)高齢者の増加問題、(2)接続費用・受益者負担金・使用料といった費用面での問題、(3)住民の理解不足など行政と住民間のコミュニケーションの問題、(4)土地の形状や土地の権利関係の問題、などに分類されています。

図-1 水洗化推進での問題点、苦労している点



普及促進策のうち、①③は主に(3)の問題点に、②は(3)、(4)に、④～⑥は(1)(2)にそれぞれ対応した取り組みであると考えられます。

(1) 高齢者の増加問題については、岩出市は高齢化率が県下で最低の水準(平成 12 年度

11.5%)の自治体ですが、地区によっては比較的高齢化率の高いところもあり、いずれ本市においても重要な問題になるであろうと予想されます。(2)接続費用・受益者負担金・使用料といった費用面での問題、(3)住民の理解不足など行政と住民間のコミュニケーションの問題は、下水道が初めて利用可能となる本市では特に重要な問題です。(4)土地の形状や土地の権利関係の問題についても、地籍調査が完了していない地区などでは境界や権利関係の問題で下水道への接続が困難となる事例が懸念されます。

以上の様に、岩出市においても下水道普及促進の障害となる問題は全国的な傾向と余り変わらないものとして普及促進策を検討する必要があります。以下、本市における各普及促進策の利点と問題点を検討します。

## 2. PR 活動による普及促進策

この促進策には、①戸別訪問の実施や②阻害要因の徹底調査、③早期接続に向けた広報活動が含まれます。

①戸別訪問については、供用開始した区域内で水洗化しない世帯を抽出して職員や下水道普及員のような受託者が個別に訪問し、供用開始区域に入っていることを注意喚起したり、下水道接続に向けた相談を実施します。戸別訪問の利点は、各戸へ確実に広報活動を実施でき、また個別の事情に応じた水洗化促進策の相談を進めやすいことにあります。一方で、個別訪問には多数の人員と時間を必要とするため、多数の世帯を対象に実施するのは難しいことが挙げられます。

②阻害要因の徹底調査については、アンケート調査(事例集 p.20)の実施が代表ですが、調査結果を分析することで未水洗の理由を把握し、下水道普及促進に役立てようとするものです。この手法の利点は、実際の未水洗化世帯における阻害要因を把握することで比較的効率的な対策を立てることが望める点です。一方で、未水洗化世帯は一般的に下水道接続に対して消極的である可能性があり、アンケート調査に十分な協力が得られるか懸念されます。また、水洗化の阻害要因を把握しただけでは不十分で、その阻害要因を解決するための施策が重要となるため、単独で効果を発揮する普及促進策とは言えません。

③早期接続に向けた広報活動については、パンフレットなど印刷物配布による広報活動や、住民への説明会の実施が挙げられます。事例集のアンケート結果でも、圧倒的に多く実施されています。

図-2 接続推進のための取り組み

	自治体数	住民への説明会	下水道相談所	施設見学会	印刷物等による広報	マス・メディア等による広報	行事による広報	下水道モニター	戸別訪問	組織体制強化	公表による競争	地区毎の接続率の	普及相談員制度	接続紛争仲介・あつせん制度	その他	無回答
都市計画決定時	1976	402	7	46	488	69	45	2	11	17	1	1	0	40	1209	
	100.0%	20.3	0.4	2.3	23.2	3.5	2.3	0.1	0.6	0.9	0.1	0.1	0.0	2.0	61.2	
事業認可時	1976	671	14	79	668	72	64	2	19	34	2	2	1	36	874	
	100.0%	34.0	0.7	4.0	33.8	3.6	3.2	0.1	1.0	1.7	0.1	0.1	0.1	1.8	44.2	
工事着手時	1976	1626	34	71	736	58	100	3	218	38	3	10	8	14	193	
	100.0%	82.3	1.7	3.6	37.2	2.9	5.1	0.2	11.0	1.9	0.2	0.5	0.4	0.7	9.8	
使用開始告示前	1976	775	48	106	1013	98	144	4	144	24	7	18	18	37	501	
	100.0%	39.2	2.4	5.4	51.3	5.0	7.3	0.2	7.3	1.2	0.4	0.9	0.9	1.9	25.4	
使用開始告示後	1976	265	90	284	1144	165	363	8	767	43	53	80	71	110	299	
	100.0%	14.4	4.6	14.4	57.9	8.4	19.4	0.4	38.8	2.2	2.7	4.0	3.6	5.6	15.1	

■ :各段階で実施率が最も高い取り組み

■ :各段階で実施率が2番目に高い取り組み

### 3-1. 普及促進策の設定

ここでは、事例集に掲載されている費用面からの普及促進策を参考に、下記の4つの制度を検討します。

- (1) 水洗化融資・利子補給制度
- (2) 水洗化助成金制度
- (3) 下水道貯金
- (4) 早期接続者への下水道使用料割引制度

#### (1) 水洗化融資・利子補給制度

- ・ 供用開始後3年以内の水洗化世帯を対象に融資をあっせんし、利子補給を行う。(上限100万円)
- ・ 返済は5年間(60回)の元利均等払い。

#### (2) 水洗化助成金制度

- ・ 供用開始後3年以内の水洗化世帯に対して水洗化助成金を支給する。
- ・ 供用開始後1年以内の世帯に対しては7万円、2年以内の世帯に対しては5万円、3年以内の世帯に対しては3万円を支給。

#### (3) 下水道貯金

- ・ 供用開始後3年以内に一定金額の目標額を積み立てることをあっせんする。
- ・ 積み立てを行い、期間内に排水設備の改造を実施した世帯に対し、積立額の10%(上限5万円)を水洗化奨励金として支給する。

#### (4) 早期接続者に対する下水道使用料割引

- ・ 供用開始後の一定期間内に水洗化した世帯に対し、下水道使用料を割り引く。
- ・ 供用開始後1年以内の場合は50%減額を2年間、2年以内の場合は同1年間、3年以内の場合は同半年間、下水道使用料を減額する。(上限10万円/年)

広報活動の利点は、やはり多くの住民に効率よく下水道への知識を深めてもらえることです。特に供用開始直後は水洗化が必要となる住民の数が相当数になると予測されますので、説明会の実施や印刷物を配布することは下水道の水質改善効果や必要な費用についての情報周知にかなり効果があると考えられます。一方で広報に関心を持つ住民は元々ある程度下水道に対する理解がある方が中心で、水洗化する予定が無い、あるいは意思の無い住民はそもそも広報に関心だったり、あるいは個別の事情に即さない広報内容に反発するといったケースには余り効果が無いとも言えます。

以上の検討から考察すると、①～③の施策については、どれかを選択するというよりはそれぞれの特徴を踏まえ、効果的な組合せで実施すべきだと考えられます。例えば、平成20年度の供用開始直後の様に、複数の地区で同時に供用開始を行うような場合には③の広報活動を中心に実施し、下水道の認知度を効率的に向上させるのが望ましいが、供用開始後1～3年程度経過した地区では未水洗化世帯に対する①の戸別訪問や、②の阻害要因調査が必要になってくると考えられます。

### 3. 経済的な普及促進策

図-1で、全国の先進都市において下水道普及の阻害要因を挙げましたが、接続費用や受益者負担金・使用料といった費用面の問題を挙げている自治体が非常に多いことが分かります。中でも接続工事費の費用負担が特に多く問題視されています。最も多くの自治体で挙げられている問題点は高齢者増加の問題ですが、高齢者世帯で水洗化が進まない理由の中にも費用的な問題が含まれていると思われるので、費用面(特に排水設備の改造費)での問題が下水道普及促進策において極めて重要であることが分かります。

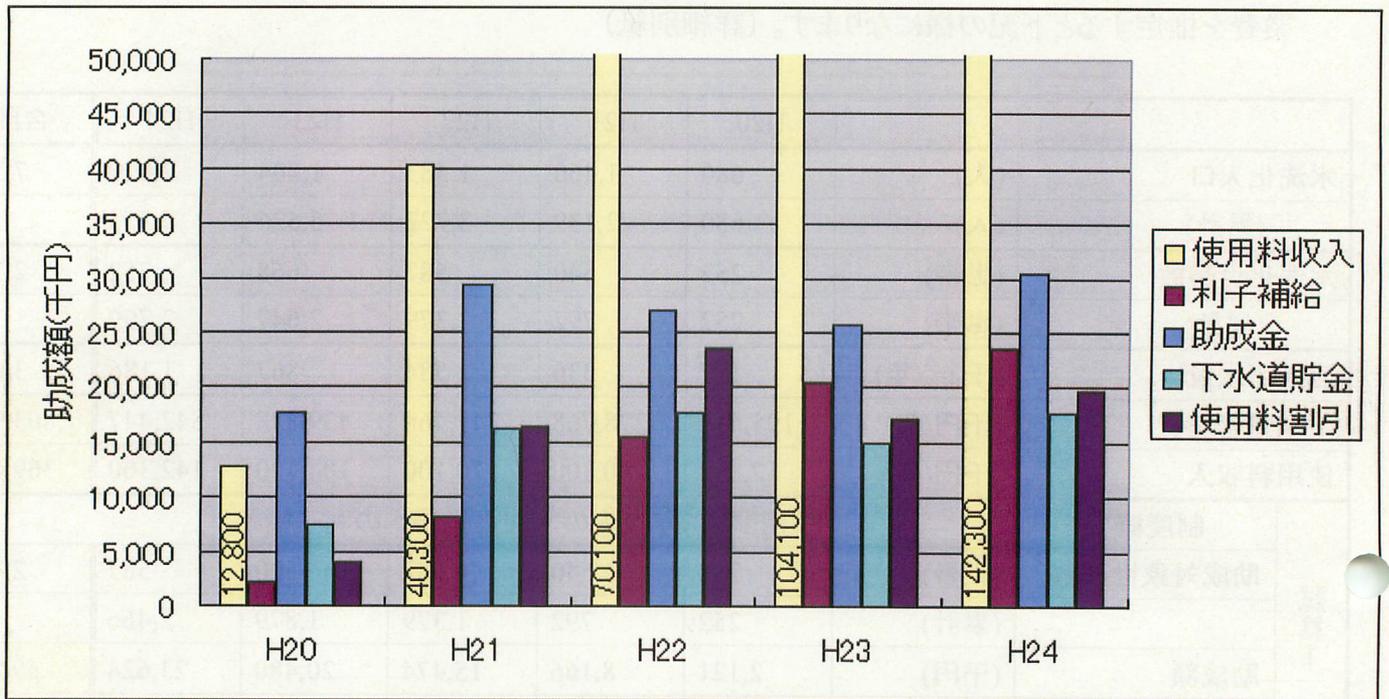
岩出市においても工事説明会や各種広報の場で最も多く質問が出されるのは費用面の負担についてであり、費用面での普及促進策についての住民からの需要は相当大きいと考えられます。また、下水道の公共性の高い効果(生活環境の改善、公共用水域の水質保全)を発揮させる面からも費用面での普及促進策の重要性は少なくありません。

一方で法律上排水設備の設置・管理義務を負うのは土地・建物の所有者であって、下水道の利用者は自らの生活によって生じる汚水の処理方法が将来に渡って確保されるという、私的な利益を受けることができます。また本市における下水道財政の厳しい見通しを考慮すれば普及促進策の財源は一般財源(税)に求めざるを得ず、過大な費用負担は財政的な悪影響だけでなく、下水道未普及地域の住民との間で行政コスト負担のバランスを欠くことにもなります。そのため、費用面の普及促進策の検討においては、利用者から見た普及促進効果と、各施策の費用負担を比較していくことにします。

3-2. 普及促進策に要する費用

前記の制度案について、財政計画時の水洗化人口の増加を前提として普及促進策に要する事業費を推定すると下記のようになります。(詳細別紙)

		H20	H21	H22	H23	H24	合計	
水洗化人口	(人)	680	1,460	1,583	1,804	2,029	7,555	
(累計)	(人)	680	2,139	3,722	5,526	7,555		
水洗化世帯数	(世帯)	252	540	587	668	752	2,799	
(累計)	(世帯)	252	792	1,379	2,047	2,799		
流入汚水量	(千 m <sup>3</sup> /年)	107	336	584	867	1,186	3,080	
下水道管理費	(千円/年)	195,417	278,768	347,460	439,838	542,447	1,803,929	
使用料収入	(千円/年)	12,800	40,300	70,100	104,100	142,300	369,600	
試算1	制度概要	供用開始3年以内の水洗化世帯への利子補給						
	助成対象世帯数	(世帯)	252	540	587	500	587	2,466
		(累計)	252	792	1,379	1,879	2,466	
	助成額	(千円)	2,121	8,166	15,474	20,480	23,624	69,865
		(累計)	2,121	10,287	25,761	46,241	69,865	
試算2	制度概要	供用開始3年以内の水洗化世帯へ助成金支給						
	助成対象世帯数	(世帯)	252	540	587	500	587	2,466
		(累計)	252	792	1,379	1,879	2,466	
	助成額	(千円)	17,640	29,420	26,970	25,740	30,510	130,280
		(累計)	17,640	47,060	74,030	99,770	130,280	
試算3	制度概要	供用開始3年以内に下水道貯金による水洗化世帯へ助成金支給						
	助成対象世帯数	(世帯)	252	540	587	500	587	2,466
		(累計)	252	792	1,379	1,879	2,466	
	助成額	(千円)	7,560	16,200	17,610	15,000	17,610	73,980
		(累計)	7,560	23,760	41,370	56,370	73,980	
試算4	制度概要	供用開始3年以内の水洗化世帯へ使用料割引						
	助成対象世帯数	(世帯)	252	540	587	500	587	2,466
		(累計)	252	792	1,379	1,879	2,466	
	助成額	(千円)	3,949	16,362	23,508	17,067	19,700	80,586
		(累計)	3,949	20,311	43,819	60,886	80,586	



3-3. 普及促進制度案のメリット・デメリット

(1)水洗化融資・利子補給制度	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水設備改造費を用意できない世帯に対して水洗化の促進効果が大きい。</li> <li>・ 利子補給だけであり、個人の財産形成に公費を投入することにはならない。</li> <li>・ (試算上は)促進制度事業費が最も安価。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改造費用を負担できる世帯に対しては支援が無いため、水洗化促進の効果が無い。</li> <li>・ 世帯毎に返済状況を把握して利子補給を行うため、事務量が多くなる。</li> </ul>

(2)水洗化助成金制度	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多くの世帯で改造費用の負担が軽くなるため、水洗化の促進効果が及ぶ範囲が広い。</li> <li>・ 水洗化に伴って直接助成金が支給されるため、制度の効果が目に見えやすい。</li> <li>・ 水洗化完了時に助成金を支給すれば足りるため、事務は簡素化される。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改造費用(20～70万円程度)に比べて助成金額が少ないと見られれば、心理的な水洗化促進効果が不十分だったり、生活困窮世帯への促進効果が少なくなるかもしれない。</li> <li>・ 促進制度の事業費が最も高額(1.61～1.86倍)。</li> <li>・ 個人の財産形成に公費を投入することになる。</li> </ul>

(3)下水道貯金	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「下水道に接続するための貯金」として目的を特定することで、利用予定者の啓発効果が期待できる。</li> <li>・ 自己資金による貯金の形成が中心となるため、公費負担が少なくても比較的大きな資金が準備される。</li> <li>・ 各世帯の状況・必要性に合わせた積み立て期間や目標額を設定することができる。</li> <li>・ 現在の低金利状況下では、積み立てに対する助成金は水洗化促進効果が大きい。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積み立てを開始してから助成金を受け取るまでに時間が必要なため、自己資金がある世帯にとっては水洗化を遅らせて積立てる方が得になる可能性がある。</li> <li>・ 将来高金利となった場合は、助成金額を増やさなければ水洗化促進効果が薄れる。</li> <li>・ 積立額の一定割合とすると、水洗化に直接関係の無い工事を含めていないか個別に審査する必要がある。助成額を一定金額とすると、たくさん積み立てる必要性が薄れる。(単なる助成金と違いが少ない)</li> <li>・ 全国的にも例の少ない制度であり、市民の認知・理解を得るためにはPRが必要。</li> </ul>

(4)早期接続者に対する下水道使用料割引	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定期間使用料を割引くことで、水道料金だけの負担からの激変緩和となる。</li> <li>・ 毎月の使用料で割引額を掲載すれば、助成が目に見え易い。</li> <li>・ 使用料の割引であるため、個人の財産形成への公費投入ではない。</li> <li>・ 使用水量の多い世帯のほうが割引額は大きくなるため、大口利用者への水洗化促進効果がある。</li> <li>・ 近隣都市には無い制度であり、注目されやすい。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成を受けるにはまず水洗化しなければならず、純粋な意味で水洗化促進策と言えるか疑問がある。(広い意味では促進すると言えるが…)</li> <li>・ 割引率が大きいと、流域下水道維持管理負担金との逆ザヤが拡大する。(使われるほど赤字が大きくなる)</li> <li>・ 使用水量の少ない世帯に対しては水洗化促進効果が小さい。</li> </ul>

#### 4. 普及促進策の選定に向けて

ここまで全国的なアンケート結果を基に、①～⑥の普及促進策について検討しました。このうち①～③については、それぞれの特徴を踏まえ、供用開始後の普及状況に応じた取り組みをしていくことが必要です。

④～⑥の経済的な支援策については、(1)～(4)の4通りの制度案を挙げ、その制度に要する費用の推定と、それぞれの特長・デメリットを整理しました。いずれも特徴のある制度ですが、下水道財政の中長期的見通しと供用開始直後の使用料収入の少なさを考慮すれば、これら全てを採用することはできません。岩出市の現状の中で最も効果的と思われる普及促進策を選んでいく必要があります。

今回は、そうした観点から各委員のお考えを聞かせていただくようお願いします。参考までに、いくつかの着眼点を下記に列挙します。

- [1] 何のために普及促進策を講じるのか？
  - [2] 助成の対象期間を何年程度にするのか？(3年間の妥当性)
  - [3] 普及促進策を利用する立場から見て、もっとも魅力的な制度はどれか？
  - [4] 使用料収入に対して、どの程度まで普及促進策に投資するのが妥当か？
- など…

今回の審議結果を踏まえ、次回普及促進策の決定案を提案したいと考えています。